○近畿地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間
二十四号	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺字東畠田二一六番一から同町大字妙寺字畑ノ脇一四八番一まで

供用開始の期日　平成二十五年一月十八日

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橿原市新堂町五二番一から五條市小山町一三三番二まで	前	BA 八・三五～二二・八〇	五一・五〇メートル～一五・三一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・三五～二二・八〇	五一・五〇～三五一・八九	一五・三一五～一二・八一二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市南小松字笠松九六二番二から同市南小松字東出九二二番八まで	前	一一・八一～一四・五六メートル	〇・一二八キロメートル
	後	一一・六二～一四・五六	〇・一二八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間
百六十一号	大津市南小松字笠松九六二番二から同市南小松字東出九二二番八まで

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十八日

国会事項

衆議院

答弁書受領

一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大熊利昭提出国政選挙における投開票事務を補助する人員の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭提出日本郵政株式会社社長人事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義提出国連ミレニアム開発目標サミットにおける菅コミットメントと国際貢献の展望に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義提出医療用医薬品から一般用医薬品への転用の在り方と新規に転用された一般用医薬品の販売体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出新政権の基本姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也提出安倍内閣の内閣官房報償費（官房機密費）の透明化方策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺喜美提出放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の実施に関する質問に対する答弁書

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する　谷垣　信行

外務大臣秘書官に任命する　山本　高義

財務大臣秘書官に任命する　村松　一郎

文部科学大臣秘書官に任命する　榮　友里子

厚生労働大臣秘書官に任命する　中村　敏幸

農林水産大臣秘書官に任命する　外林　邦夫

経済産業大臣秘書官に任命する　茂木　義之

国土交通大臣秘書官に任命する　中山　政弘

環境大臣秘書官に任命する　佐藤　紀人

国務大臣秘書官に任命する　黄瀬　周作

菅国務大臣附を命ずる　渡辺　一博

国務大臣秘書官に任命する　古屋国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官に任命する　河野　一郎

甘利国務大臣附を命ずる　小野　隼人

国務大臣秘書官に任命する　小野　邦英

稲田国務大臣附を命ずる　玄葉みゆき

法務大臣秘書官　米山　泰志

外務大臣秘書官　菅野　進策

財務大臣秘書官　鈴木加世子

文部科学大臣秘書官　神吉　雅之

厚生労働大臣秘書官　上原　豊喜

経済産業大臣秘書官　副島　浩

国土交通大臣秘書官　宮田有理子

環境大臣秘書官　本庄　知史

防衛大臣秘書官　江口　和美

国務大臣秘書官　神谷　裕

同　藤牧　晴毅

同　冨山　泰寛

願に依り本官を免ずる（各通）（以上二十四年十二月二十六日）

総務大臣秘書官に任命する（一月四日）　蒔田　純

財務大臣　麻生　太郎

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる